

香川県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		8.2E-3	2.3E-1	6.0E+0	6.2
64	エトフェンプロックス	1.5E+1	6.3E+0	1.4E+1	5.3E+0	40.8
117	テブコナゾール				7.5E-1	0.8
139	トラロメトリン			2.3E+0	4.9E-1	2.8
140	フェンプロパトリン			1.8E+0		1.8
153	テトラメトリン	1.3E+2	7.8E+0	1.4E+2	2.5E-2	281.6
181	ジクロロベンゼン	2.9E+2	1.8E+2			468.7
225	トリクロルホン		6.3E+0			6.3
251	フェニトロチオン		1.2E+2	2.1E+0		124.6
252	フェンチオン	3.3E+0	4.9E+1	3.3E+0		55.6
256	デカン酸				5.9E-1	0.6
350	ペルメトリン	2.9E+1	3.6E+1	1.9E+1	1.4E+1	98.7
405	ほう素化合物		9.8E-2	3.4E+1	5.0E-1	34.3
427	カルバリル			1.1E+2		111.1
428	フェノプカルブ			1.1E+1	3.6E+1	47.0
457	ジクロルボス	5.7E+1	5.5E+2			609.1
合 計		5.3E+2	9.6E+2	3.4E+2	6.3E+1	1890.0

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等